

○加賀市立視聴覚ライブラリー条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加賀市立視聴覚ライブラリー条例(平成 17 年加賀市条例第 99 号)第 17 条の規定に基づき、加賀市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備使用料)

第 2 条 視聴覚ライブラリーの附属設備使用料は、別表のとおりとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加賀市立視聴覚ライブラリー条例施行規則(平成 9 年加賀市規則第 12 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表(第 2 条関係)

附属設備使用料

(単位：円)

品 名	単 位	金 額
ピアノ	1 日 1 台	1,220
固定式 16 ミリ映写機	1 日 1 台	1,220
固定式スライド映写機	1 日 1 台	610
ビデオプロジェクター	1 日 一式	1,220

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加賀市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る附属設備使用料について適用し、施行日前の使用に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。